

明治初期外務省の朝鮮政策と朝鮮観

石田 徹*

1. はじめに

本稿の課題は、従来単純に朝鮮侵略論とイメージされてきたいわゆる「征韓論」を厳密に分析することで、明治初期外務省の朝鮮政策を綿密にあとづけ、その性格を明らかにすると同時に、そこから浮き彫りとなる朝鮮観を検討することである。言うまでもなく、明治初期の征韓論や朝鮮政策、朝鮮観に関する研究は汗牛充棟の様相を呈しており、これまでに明らかとなった事実が多い。それにもかかわらず、このテーマを取り上げる理由は以下の3点である。

第1の理由は、「征韓論」の理解が漠然としているためである。一般に、征韓論とは、幕末期から明治初期にかけて特に集中的に現れた「朝鮮侵略論」と考えられ、後に日本が大陸国家化し、アジアを侵略していく際の起点として位置づけられることが多い⁽¹⁾。例えば、古くは井上清氏が「征韓論を日本の対外政策という面からみれば、それは、文字通り朝鮮征服すなわち大陸征服第一歩の夢である⁽²⁾」と論じ、中塚明氏も日清戦争を「明治初年以来の専制天皇制の朝鮮政策、いな対外政策全般のひとまずの決算ともいべき戦争⁽³⁾」と捉える立場から、明治初期の日朝国交刷新過程に対しては「朝鮮との国交をひらく交渉というのも、実は『征韓』の口実をもうけるためのものにほかならなかった⁽⁴⁾」と述べている。他方、李進熙氏は、戊辰書契は「国交回復を拒否されたという口実を引き出すための挑発文書であって、『征韓』は明治新政府の国策だった⁽⁵⁾」としている。これ

らの立場に共通するのは、明治政府の朝鮮政策に「一貫した侵略主義」があったとする見解である。

筆者も「日本のアジア侵略」に疑問はないが、明治政府がアジアを侵略し、大陸国家化したことを正確に評価するためには、その起点とされる朝鮮への「一貫した侵略主義」の内実を見極めねばならない。まず、果して明治政府に「一貫した侵略主義」が存在し、かつ政府はそれに自覚的であったのか否か。そして、この問いへの解答如何にかかわらず、なぜ「一貫した侵略主義」があると考えられてきたのかも同時に検討する必要がある。

前者については、高橋秀直氏が「政策志向のひとつとして膨張志向をもっているということと、実際の国家運営の中で現実これをめざすということとは別の次元の問題」であると指摘した上で、政府は「穏健」路線を志向していたこと、それにもかかわらず強硬政策を実行したのは不平士族や軍の反発などの内政的不安のためだったと論じている⁽⁶⁾。筆者もまた、明治政府、とくに外務省に「朝鮮の侵略支配」の意図はなかったこと⁽⁷⁾を検証していくが、内政に重点を置いた高橋氏とは異なるアプローチを取りたい。

ここで注目するのは「征韓論」である。先に挙げた2つの検討項目は、実は「征韓論」の理解という点で連関する。すなわち、従来の征韓論理解では、幕末期から「征韓論」と目される思想・主張があり、明治期の征韓論もその延長上に位置づけられているため、あたかも「一貫した侵略主義」があるかに見えるのである。そこで、「征韓論」を分析することで明治政府・外務省の意図を追究する。先取りして言えば、従来の「征韓論」理解は「思想としての征韓論」と「政策としての征韓論」とを、さらに言えば「政策としての征韓

* 早稲田大学政治経済学部助手

論」も実は「外交戦略としての征韓論」と「外交戦術としての征韓論」とを混同している。本稿ではこのように「征韓論」を厳密に仕分けることにより外務省の朝鮮政策の性格を明らかにする。

このテーマを考える第2の理由は、第1の理由に関連して、外交政策としての「征韓論」の把握が不十分だからである。従来は、明治初期の征韓論と言えば、まずいわゆる「西郷の征韓論」に注目が集まり、「内乱を冀ふ心を外に移して国を興すの遠略⁽⁸⁾」という「西郷の征韓論」のイメージから「征韓論」は内政問題として扱われ、その結果、外交政策としての「征韓論」の多様性の把握が妨げられてきた感がある。むしろ、外交は内政の延長でもあるから、内政問題と無縁ではあり得ないが、だからといって、例えば高橋秀直氏が論じたように「明治維新期のアジア外交をめぐる懸案、朝鮮問題や台湾問題は、外交問題であるよりもまず第一に内政問題であった⁽⁹⁾」と結論づけるには、「征韓論」、「朝鮮問題」が外交問題として抱えていた問題は多いように思われるのである。例えば、外務省はなぜ朝鮮に強硬論を唱えたのか、清と朝鮮との宗属関係⁽¹⁰⁾をどう捉え、扱おうとしていたのか。これらの問題を考察することで、外務省がいかなるアジア外交を構想していたのかを知ることができるだろう。

第3の理由は、明治初期の朝鮮政策・征韓論を扱った従来研究で明らかにされた朝鮮観の内容の不十分さのためである。従来の研究では朝鮮蔑視観の分析を多く行ってきた⁽¹¹⁾。しかし、「朝鮮の侵略支配」を主張する人々の朝鮮観が朝鮮蔑視・軽視になるのは一種当然でもある。この点もまた「朝鮮政策＝征韓論＝侵略論」と簡単に片付けてきたが故に落ちてしまう陥穽である。朝鮮政策や「征韓論」の厳密な分析により、一見侵略論には見えない政策案とそこに現れる一見蔑視には見えない朝鮮観を見出し、従来成果に新たな知見を付け加える。

以上の問題意識を踏まえ、本稿では、外務省での朝鮮外交についての議論を対象に検討する。対象を外務省に絞り、「政策としての征韓論」というふるいにかけることで、従来渾然としていた「征韓論」のイメージに修正を加えていく。また、扱う時期は明治維新直後から明治8年9月の日朝交渉決裂時までとした。従って、いわゆる「西郷

の征韓論」や江華島事件関連の問題は論じない。

次に、征韓論を分析する際の枠組についてである。本稿では、抽象度の高い「思想としての征韓論」ではなく、より具体的な「政策としての征韓論」を分析する。この「政策としての征韓論」も大きく2つに分類できる。すなわち、〈外交戦略＝方針としての征韓論〉と〈外交戦術＝方法としての征韓論〉である。この分類に際しては、当時外務省が万国公法をどのように用いようとしていたのかが1つのメルクマールとなる。本稿では前者の征韓論を「侵略型征韓論」、後者の征韓論を「抗議型征韓論」として考察を進める。従来の研究は、この〈方針〉と〈方法〉の次元の違いを見落とし、混同していたために、「征韓論」のイメージもまた渾然としていたのである。

以下、まず外務省における朝鮮・朝鮮問題の位置づけについて、他の外交問題と比較しながら考察する。次に、それを踏まえて外務省の朝鮮外交の方針は何だったのか、果して侵略支配を意図していたのかについて、「対鮮政策三箇条伺」や外務権少丞宮本小一の「朝鮮論」を中心に検討を加える。最後に、外務省が採った外交方針の下、いかなる方法でその方針を推進しようとしたのか、日朝交渉の現場にいた実務者レベルの議論や外務省本省での議論を検証する。また、それぞれの過程で常に朝鮮観に留意しながら考察を進める。なお、史料の引用に際してはカタカナや変体仮名はひらがなに、旧字体は原則新字体に改め、適宜句読点・濁点を付した。年号については原則年号表記優先で初出時のみ西暦を付した。日付は明治6(1873)年以前は陰暦表記である。

2. 朝鮮外交の前提

2.1. 諸外交政策の中での朝鮮外交の位置

外務省⁽¹²⁾内で朝鮮政策についての議論が活発に議論されたのは明治2(1869)年後半から翌3(1870)年夏にかけてであった。外務権少丞(建言当時)宮本小一の「朝鮮論一～六」を皮切りに⁽¹³⁾、明治2年末から3年初にかけて釜山草梁倭館で現地調査をした外務省出仕佐田白茅ら調査団一行の帰朝報告とそれに基づく各調査員(佐田・森山

茂・斎藤栄)の建白があり、それを受けて明治3年4月15日、外務省は「対鮮外交三箇条伺^{①)}」(以下「三箇条伺」)という伺書を太政官に提出した。同年7月には外務権大丞柳原前光が「朝鮮論稿」を著している。本節ではこの時議論された政策案に強硬論が多かった理由を、当時外務省内で扱っていた他の外交課題との関係から考える。

初めに当時の外務省の職掌と人員について確認する^{②)}。その前身である外国官の職掌は「掌総判外国交際、督監貿易、開拓疆土^{③)}」であり、外務省の職掌は「掌総判外国交際、監督貿易^{④)}」だった。また外務省発足時の職員数は36名、明治3年8月の段階では約2倍の75名であった^{⑤)}。この頃の外務省の人員の特徴としては、実務レベルの人員に幕府で外交関係に携わっていた者が多かった点と、攘夷家が多かった点が挙げられる。「外務省には攘夷家が多いがドウいふ訳か不似合のことであり」という意見に対して、外務大輔寺島宗則は「攘夷家のみであるから宜いのである、外国人に交らせて外国の事情を知らせ攘夷心を少くさせるのである」と笑って答えたという^{⑥)}。このショック療法に効果があったのかは措くとしても、このような陣容が外交政策の立案遂行にどのような影響を与えたのかに留意する必要がある。

この時期、外務省が朝鮮問題以外に抱えていた外交課題には、開国和親政策と樺太問題があった。幕末に広く行き渡った攘夷の風潮は五榜の掲示で外国人への暴行を禁じてあまり効果はなく^{⑦)}、維新直後の慶応4(1868)年1月から、神戸事件や堺事件といった諸藩兵と列強の日本駐屯部隊との衝突やイギリス公使パークス襲撃事件(同年3月)を初めとする「夷人斬り」の形で攘夷活動が続けられた^{⑧)}。外国人襲撃事件の続発は各国在日公使らの抗議や犯人の量刑への干渉を招き、とりわけ、パークスの抗議は「実に口を極て政府を罵詈雑言^{⑨)}」し、また「外務大臣に対し露骨な言葉で叱りつけざるをえなかった^{⑩)}」(1869年5月(明治2年4月))という具合であった。外国官知事の伊達宗城は、このパークスの態度に堪えられずに辞任したほどである^{⑪)}。これらの出来事が伊達個人だけに止まらず、明治政府や外国官/外務省にとっても屈辱だったことは容易に想像できよう。しかし、明治政府はそうした抗議を受け容れ、各国に対する謝罪、外国人に対する暴行取締の強化

をするより他無かった。明治2年10月24日に改めて^{⑫)}出された取締令では、「猥に掃攘の論を唱へ、徒に血気の小勇を恃み」外国人を襲撃することは「吾に曲の実を為し、彼へ直の名を与へ」るものであり、「第一 皇威を汚し候次第実以不屈至極の事」とされた^{⑬)}。

次に樺太問題である。幕末にロシア側との交渉で樺太は雑居地とされ、ロシア側は樺太を流刑地として積極的な植民や炭鉱開発を行っていた。とりわけ明治2年6月、日本側の拠点久春古丹(楠溪)に隣接する母子泊^{ハコドマリ}への兵営や集落の建設が日本側を刺激した。一方、ロシアの南下に対してはイギリスも警戒し、明治2年8月以降、パークスと明治政府要人との間で数度に渡り樺太問題について意見交換が行なわれた。パークスは、日本側の外交失策によりロシアが北海道を獲得することを恐れ^{⑭)}、明治政府要人には樺太から撤退するよう忠告していた。10月、岩倉具視との会談では、「雑居中彼我之葛藤を生じ候節は十分に情理を尽し政府と政府との議論にて曲直を正し、談判可及積……我方於て幾重にも情理を押し候上にて彼之曲有之候節は爾後之勝算は難計候得共、事理天に任候より外無之候」と正論を訴える岩倉に対して、パークスは「唐太は最早大半魯に属し可申。……事理は天に任すとの事は危き事に御坐候。仮令ば鑄碗と陶碗とを衝き当てゝいづれが砕くる乎天に任せるといふが如し。……御国地之減じ候義を御恥辱之様被仰聞候得共、東京中之御取締向さへ未だ御十分と申義に無之間、遠隔之地へ御手出し之義は御無用の方と存候」と答えていた^{⑮)}。

外務省は、明治2年9月から外務大丞丸山作楽らを現地に派遣してロシア側との折衝を試みた。とりわけ母子泊におけるロシア側の陣営並びに道路建設は、先住アイヌ人の墓地を掘り起こして強行されたため嚴重に抗議した^{⑯)}。しかし、それに対してロシア側は「必墓上に道は附不申候」、「政府之命に依て作る道に候へば改る事相成不申候」と答えるのみで^{⑰)}、結局、議論は平行線のまま、ロシア側の植民活動が続けられた。さらに明治3年1月にはロシア側が母子泊の日本側漁場に波止場建設を開始、その抗議と建設阻止に向った日本側官吏6名が逆にロシア側に拘束されるという事件が起こる。この6名はその後釈放されたが、丸山を初め、現場の人間は「何れ其国辱受候を一同

残念に申居」り、「屯田の法並に長官差置かれ候件々申上、兵威を以て 皇威輝き候御処置に致し置度、且最前の恥辱をも相雪申上度建言致し」たが、この強硬な建言は政府の採るところではなかった⁹¹。却って政府は「……万一事情忍ぶ可からざるものあるも、妄動するある勿れ。……締盟各国の中、露西亞は接境且つ雑居す。宜く交るに信義礼讓を以てし、隣好の義を失ふある勿れ。此令に背く者は嚴譴を以て処する可し⁹²」という訓示を出した。

以上2つの外交課題に関して、外務省はこの時期、言わば「国辱」的な結果しか得られなかった。朝鮮問題で過激な議論が展開されたのはこうした結果を得た後のことだった。ここで注目には値するのは、樺太から帰朝後⁹³の丸山がドイツ人から20万円を借り入れ、征韓＝朝鮮侵略を計画したという事実である。この時丸山は、ちょうど「三十大隊の征韓論」を唱えていた佐田に「ご承知のとうり、樺太は斯の如し。余は今日より断然君が宿論たる朝鮮に尽力しよふと思ふ」と言って、「断然暴発」することを持ちかけたという⁹⁴。この計画は事前に発覚し、丸山は取り調べを受ける⁹⁵。その口供書には「私外務大丞奉職中……諸生輩と征韓を論候末、 朝廷御許可在らせられざる候節は御届捨にて征韓の手始致し申す可くと脱藩浮浪の徒に相交り、容易ならざる事件を輕議仕候儀、……樺太引取後建白の趣御採用在らせられず候より残念に存し、右様心得違仕候⁹⁶」とある。樺太で受けた国辱を雪ぐ場として、その時懸案だった朝鮮に目を向けたわけである。前述のように、外務省には「攘夷家」が多かったが、樺太問題で正論を唱えても国際的に受け容れられず、さらに強硬論に訴えることもできないという事態が彼らに与えた屈辱感は大きかっただろう。その雪辱は国威の発揚につながる。国威発揚の場が、たまたま明治初年以來懸案だった朝鮮外交になったのである⁹⁷。明治2年～3年夏にかけての朝鮮政策論に強硬論が目立つのは、こうした状況的要因もあった。

2.2. 朝鮮外交をめぐる国際環境

朝鮮問題が政策課題となっていく過程で、幕末から廃藩置県（明治4（1871）年7月27日）までに対馬藩⁹⁸が果たした役割の重要さはすでに多

く指摘されている⁹⁹。日朝貿易自体の規模は縮小していたが、対馬藩は生計の多くを朝鮮との歳遣船貿易に依存しており、日朝外交の刷新による藩財政の立て直しを考え、そのため、是が非でも中央政府に日朝外交を刷新させねばならなかった。そこで、対馬藩は中央政府内部の人々に朝鮮問題の「日本」にとっての重要性を訴えることで、朝鮮問題を緊要な政策課題として扱うよう促したのである。

この時、対馬藩が持ち出した口実の1つが「西洋」の存在だった。対馬藩の一宮孫三郎が木戸孝允に宛てた書簡（慶応4年2月24日付）では、「彼国之儀は、外夷手を不付内に、本邦より御遠略之御策可有之事と兼而評談罷在候内、……一昨年諸国手を下し、一旦兵を退け候と雖、又々報讐再挙之企相謀候由、剩へ英亜迄も問罪之師可差向趣、新聞紙中相見、右様諸国を敵に受候はば、迎も安穩に相濟申間敷、終に渠等か版図に帰し候様相成候而は、対一州之患に無之、実に皇国之御大害往々無限儀に有之¹⁰⁰」と、前々年（1866年）に朝鮮で起きた丙寅洋擾を挙げ、列強による朝鮮侵攻への警戒心を刺激しつつ、「彼国外夷之有」にならないよう、日朝外交について「外国御掛り之御筋え別段御評論被成下」と依頼している。朝廷が対馬藩に王政復古を朝鮮へ通知するよう命じたのは、その後慶応4年3月23日のことだった。

列強の朝鮮侵攻を対朝鮮外交推進の口実とする論理展開は対馬藩に限ったことではなく、外務省でも用いられた。外務省の対朝鮮外交の基本姿勢を示した明治2年9月25日付の太政官宛稟議書は、「朝鮮国の儀は昔年御親征も被為在、列聖御垂念の国柄故、仮令皇朝の藩属と不相成候とも永世其国脈保存為致置度、然るに目今魯西亞を初其他の強国頻りに垂涎机上の肉となさんとす。此時に当り公法を以て維持し、匡救撫綏の任、皇朝を除くの外更に無之。一朝是を度外に置き弥魯狼等の強国に先鞭を被為着候ては、其实皇国永世の大害燃眉の急に可相成と奉存候¹⁰¹」と論じている。列強は侵略者であるという大前提の下、朝鮮外交に取り組む理由付けに2つの要素があることが分かる。1つは列強、とりわけロシアによる朝鮮侵略から朝鮮を「匡救撫綏」するのは日本の役割だとする考え方である。この独特な責任感も朝鮮を「列聖御垂念の国柄」と考えることから生じてい

る。また、もう1つは列強が朝鮮侵攻の先鞭をつけることは「皇国永世の大害燃眉の急」だとする考え方である。これは、裏返せば朝鮮に先鞭をつけるのは日本でなければならないということでもある。

ここに見られるロシア脅威観は、稟議書提出の一週間後、樺太出張中の丸山が10月1日付で出した報告書にある、ロシアの「其所欲領尚北海道にあり、北海道全州に非ずして大八洲に有り。尚不厭して朝鮮支那印度を併呑し、六大洲に狼顧虎視して英仏等諸蛮を压制せんとす⁴⁰⁾」という現場報告によってさらに強められただろう。朝鮮問題を論じる際にも多くの者がこの「西洋の脅威」論を展開した。佐田調査団の一員だった森山茂は帰国後「荏苒其期を失ふに至らば、還て西洋各国の俎肉となり、剩其交隣の公明ならざるを瞥らるゝに至らば、朝威何れの日か海外に波及せんや（一・460頁）」と、朝鮮問題の早期着手を訴えた。また、外務権大丞柳原前光の「朝鮮論稿」（明治3年7月）も有名である。

「朝鮮国の儀は北満洲に連り西韃清に接し候地にして、之を綏服すれば実に皇国保全の基礎にして後來万国経略進取の基本と相成、若他に先ぜらるれば国事爰に休するに至り可申。且近年各国も彼地の国情を探り知りて頻りに之窺ふ者不少、既に魯西亜の如きは満洲東北を蚕食し、其勢往々朝鮮を呑んとす。是れ皇国の一日も軽忽に見るべからざる時と存候。況んや列聖御垂念の地に候をや。……魯仏英米の彼地を属せんとするは照然論を俟たず。然るに方今仏字交戦の事起り、魯国は字を後援するの風聞候得ども素より虎狼の国柄、欧羅巴動乱の際を窺ひ、亜細亜洲中を掠略するの機鋒必らず脱出し来るべく、且米国も亦兵を朝鮮に試みるの説あり。是れ皇国の苟も因循すべき日にあるまじく存候（一・609-611頁）」

稟議書の発想がより明確な形で表現されている。ここで、朝鮮をあたかも無主の地の如く見ている彼の朝鮮観に注目しておきたい。彼にとって朝鮮はただ「列聖御垂念の地」であり、「皇国保全の基礎」にして、「後來万国経略進取の基本」でしかなかった。彼自身は国防的発想と考えているだ

ろうが、朝鮮の主体性を無視している段階で侵略的な発想になっている。つまり、ロシアの脅威が朝鮮問題への早期着手を促し、さらに朝鮮を「土地」と見ることがロシアより先に朝鮮を確保しようとする侵略的発想を生むのである。

2.3. 万国公法体制への移行

明治政府が朝鮮との外交関係を模索する上での大前提は、万国公法に則った条約締結による外交体制の樹立だった。前述の太政官宛稟議書の中では「宗家私交の体に変じ交際の道分明ならず。……右は皇政御一新百度御更張、別て外国交際は至重に被為思食候御慮を不奉体認、古例墨守因循の私論を唱、双方とも採用可致筋無之。斯く全世界文明開化の時世に至り條約を不結、曖昧私交を以一藩の小吏どもへ為取扱置候ては、皇国の御声聞に拘り候儀は勿論、万国公法を以西洋各国より詰問を受候節、弁解可致辞柄無之（一・255-257頁）」と論じて、宗氏が介在する従来の日朝外交を「宗家私交」と否定し、いわゆる「外交一元化」を打ち出している⁴¹⁾。

これは従来の日朝外交を否定するという意味で強硬論である。なぜこうした態度を取ったのか。「万国公法を以西洋各国より詰問を受候節、弁解可致辞柄無之」という一節に着目すると、外務省が西洋列強の視線を常に意識し、列強諸国が日本をどのように評価するのかという不安感を抱きつつ行動していたことが窺える。前に見たように、すでに十分「国辱」的扱いを受けてきた外務省としては、それ以上列強から「国辱」的扱いを受けまいと考えたとしても不思議はない。さらに、柳原は「大政一新報知の書彼是を擯斥するは各国も既已に之を知る。然るに之を忍んで其狡獪を制せず、其曖昧を開かず候ては、皇国の万国に対する何を以て一新の規模を示し可申哉（一・610頁、「朝鮮論稿）」と論じるが、これは日朝交渉の停頓自体が万国に対して恥づべき事態だとの認識を示している。この問題は一日も早く解決しなければならなかった。

では、この問題を日朝関係、ひいては東アジアの文脈で考えるとどうなるだろうか。まず、日本が深刻な葛藤なしに万国公法体制への移行ができたのは、すでに中村栄孝氏やロナルド・トビ氏が指摘したように⁴²⁾、徳川政権が清との外交関係を

持たず、清の権威とは無縁のままいわゆる「日本型華夷秩序体制」を構築してきたことで、「旧来の外交関係にとらわれずに、自主的態度をとることを可能にしていた⁴⁶⁾」からである。日本では、朝鮮が「皇勅」の文字が入った書契を受け取れなかったというような状況は生まれ得なかった。

しかし、同時にこのことは、日本が清を中心とする外交体制、具体的には清と朝鮮との関係を明確に把握できなかったということも意味する。本章冒頭で触れた宮本小一の「朝鮮論」の「朝鮮論三」(一・417-419頁)にそれが現れる。彼は「朝鮮の国体極て曖昧なり」と論じる。清による朝鮮征服(丁卯丙子の胡乱[1627, 1636年])により「朝鮮王面縛して降り臣と称す。清主……(朝鮮を——筆者)永く東藩たらしむ。其体裁君臣の分、明了なれども……凡百の事清の裁制を受ず」という両国のあり方が「曖昧」さの原因だった。そこで彼は2つの見方を提示する。まず、「按に西洋の公法独立国と半独立国との論あり。朝鮮は此半独立国に当るか」という見解である。次に、本国が属国と外国との戦争に全く関与しない場合、その属国は独立国と見なしうるという西洋の議論に従えば「支那朝鮮の間連続せざる事理論上にをいて明なり」とする見解である。なお、彼自身の見解は「朝鮮論四」(後述)に現れるのだが、朝鮮を「半独立国」と見ている。

独立国同士の交際が基本となる万国公法体制下では独立国か否かは大きな問題だった。独立国と半独立国は対等な条約関係を結び得ないからである。この、いわゆる清韓宗属関係の把握と万国公法体制との整合性の問題は東アジア国際関係の急所だったが⁴⁷⁾、清との正式な外交関係を持たなかった日本は、清韓宗属関係を把握しきれなかった。明治6(1873)年5月外務卿副島種臣が日清修好条規批准に際して、「朝鮮は清の属国ではあるが、清は内政関与はせず、朝鮮の『和戦の権利』にも関与しない」という言質を取ったことは有名だが⁴⁸⁾、その後明治8年1月には、森山茂・広津弘信が連名で「朝鮮国は何等の国と見認むべきや」について建言を行い⁴⁹⁾、「一つは独立国と見、一つは半属国と認るにあり」という選択肢を提示し、改めて政府の方針を質している。これは、この時まで外務省内に共通の認識がなかったことを示している。

彼らがこの問題を提起したのは、これが「両国間交際上注意すべき大眼目」であると認識していたからだった。明治7(1874)年7月末から9月にかけて日朝間で予備折衝が再開された。そこで朝鮮側が「今初めて此書(問題視された書契——筆者)を見るに一として諱斥するところなし(九・484頁)」とそれまでの態度を一変させたことを受けて、森山らはその後の本交渉が成功すれば、朝鮮側から答礼の使節が来るはずと考え、その対応如何を考慮していたのである。しかし、これに対する政府の回答は、朝鮮側が「独立と称し」た場合、「清国の藩属と称し」た場合、どちらについてもその場で政府に上申し指示を待て、独立・藩属が問題にならないときはそのまま交渉を続けよというもので、この時点では明確な見通しが立っていなかったことが分かる⁴⁹⁾。最終的には、江華島条約締結に際して、日本は朝鮮を「独立国」と見なし、条文に朝鮮を「自主の邦」と規定した。独立国の日本が万国公法に則る以上、また日本の他の条約締結国への考慮からも自然な結果ではあった⁵⁰⁾。

この清韓宗属関係や、朝鮮外交への万国公法の適用に関する興味深い史料が宮本小一の「支那通信議案」(明治3年正月)である⁵¹⁾。宮本は清との外交について「今日交際の條理日を逐て正明公大になり、亜細亜の諸列といへども歐羅巴の公規によらざるを得ず」と対アジア外交への万国公法適用の不可避性を論じつつも、「此條約を立てるは窮屈のことなれば兎角曖昧たることになし置度所存は日本支那両国の人情同じく然る様なれども……支那日本は兄弟の国なれば特例なりと云ふとも西洋人決して承知すまじければ……故に條約は矢張嚴重に立置内々別段懇意を尽すは格別のことなり」と述べている。万国公法体制への移行に対して、当時、条約締結は「窮屈」だという感覚と、清と日本とは「兄弟の国」という「曖昧」な関係のままにしようとする感覚があったことがわかる。ここで彼の「朝鮮論三」と合わせて考えると、彼は日清間に「兄弟の国」という「曖昧」な関係を想定し得ても、それを清韓間に適用することはできなかったこともわかる。その一方で、さらに興味深いのは、3章で詳しく見るように彼自身が「朝鮮論六」では日朝間を「兄弟の国」と表現する点である。

また宮本は、それまで外交関係がなかった清との条約締結に当たり、清と既に条約を結んだ西欧列強に仲介を頼むか否かという問題について、「既に日本え来る伊太里は仏に托し、丁抹瑞典等は和蘭に托し、埃太利は英に托し、最初日本を開きしは米国なれば彼の英吉利すら米の公使に一着を輸し條約を結ぶには周旋を乞たり。是は威力にかゝらず自然の交際礼式なりと見るべし」と論じている⁶²。幕末以来の日本の外交経験に基づく判断だが、これを日朝外交に援用すると大きな意味を持つてくる。当時の朝鮮はどの国とも条約を締結していない国だった。日本がその最初の条約締結国になれば、その後西洋列強が朝鮮と条約を結ぶ際は日本が周旋役を担うことになるはずである。これは日本にとって名誉であったろう。前節ではロシアへの脅威から朝鮮外交の速かな着手が唱えられたのを見たが、ここでは、万国公法の「交際礼式」を踏まえて朝鮮とのいち早い条約締結、すなわち国交樹立が求められるわけである。

西洋列強に対して仲介できるということは、主観的ではあれ、少なからず国威を高める効果を持っていたに違いない。後年、福沢諭吉が日朝修好条規締結後の様子を「明治八年我使節黒田井上の両君が、軍艦に搭じて直に其首府漢城に至り、一朝の談判に和親貿易の道を開きたるは、啻に二君の功名のみならず、我日本国の榮譽にして、聊か世界中に対して誇る可きものなきに非ず。……我日本国が朝鮮国に対するの関係は、亜米利加国が日本国に対するものと一樣の関係なりとして視る可きものなり⁶³」（『時事新報』論説、明治15（1882）年3月11日付）と評したのは、以上に見た理解を踏まえるならば、その意味がより一層明らかになるろう。

3. 朝鮮外交の方針と朝鮮観

外務省の朝鮮政策は万国公法に則するという大前提の下で、2つの選択肢があった。1つが朝鮮の「侵略支配」を目指すもの、もう1つが朝鮮との「早期国交樹立」を目指すものである。一般的理解では、幕末以来の征韓思想や明治6年政変時における「征韓派」と「内治派」との論争の影響も

あつてか、あたかも対朝鮮強硬論は全て「侵略支配」を目論む議論であるかの如き様相を呈している。しかし、征韓論の侵略的性格は詳細に見極めねばならない。征韓論には外交方針レベルのそれと、外交戦術レベルのその2つがあり、それらは明確に分けて考える必要がある。

3.1. 方針①「侵略型征韓論」

「侵略支配」を目論む政策案＝征韓論には佐田白茅のいわゆる「三十大隊の征韓論」（明治3年4月建白書）や、前述した外務権大丞柳原前光の「朝鮮論稿」（明治3年7月）がある。これらの議論は日朝交渉の停頓を契機として朝鮮半島の侵略支配を構想している。以下「侵略型征韓論」と呼ぶ。佐田は「国王武官之説を採り、不遜之文字有るを以て之を擯卻す。嗚呼其れ之を擯卻す、是れ朝鮮皇国を辱める也。皇国豈に皇使を下して其罪を問わざるべし乎哉」と言って、書契の「擯卻」自体を即問罪の理由と捉え、三十大隊からなる討伐軍を要請し、朝鮮全道に進軍、「必ず五句を出でずして其国王を虜にすべし。若し然らずして徒に皇使を下すは百往復すと雖も実に下策却法なり」と論じた（一・447-450頁、原漢文）。彼にとって、書契受取拒否という朝鮮の「罪」は「国王を虜に」するに値した。これは「我が属国視する所の朝鮮国には、氣運一変せば、速かに着手せねばならぬ⁶⁴」という幕末以来の彼の朝鮮観からは当然の帰結でもあったが、これまでの考察を踏まえれば、「朝鮮からも屈辱を受けた」と強く感じたからでもあろう。

さらに彼は、「朝鮮を伐つことは利有りて損無し。一日若干の金穀を投ずと雖も五句を出でずして其償を得。……朝鮮は則ち金穴也。米麦も亦頗る多し。一挙に之を抜き、其人民と金穀とを徴し以て之を蝦夷に用ゆれば、則ち大蔵省は唯に其償を取るのみならず、幾年間開拓之費を省く。其利豈に浩からずや（一・452頁、原漢文）」と経済的利益の獲得を目論んでいる。この点は、森山茂も樺太を売り、そこで得た資金を蝦夷開発に回し、「然て樺太拓地に用ふべき金力を朝鮮に換へ更に国力を茲に尽さば数月の間不易の国利を得べし。豈一島を棄て以て二島を保つの理ならずや（一・464-465頁、明治3年4月建白）」と論じていた。他方、前述のように柳原は「朝鮮国の儀は北満洲

に連り西韃清に接し候地にして之を綏服すれば実に皇国保全の基礎にして後来万国経略進取の基本と相成、若他に先ぜらるれば国事爰に休するに至り可申（一・609頁）」と、「之を綏服」することを念頭に置いて議論を進めていた。

しかし、外務省は佐田が出した「侵略型征韓論」を否定した。すなわち、佐田調査団の報告や建白を受けて外務省が提出した「三箇条伺⁶⁵⁾」（明治3年4月15日付）には、「皇の字勅の字等是迄幕府文書に不相見候に付蝶々議論を起、三年の星霜を経今以不受取、不敬至極の儀に御坐候」とした上で、「未だ勅使を被差遣候と申訳にも無之、元来謬例を以仕来と存じ居候対州の使价執次候迄の事に付、此廉而已を挙候て戦端を開候訳には至間敷」とある。つまり、高橋氏も指摘するように⁶⁶⁾、まだ勅使派遣を行なっていない以上、先問書契の受取拒否という理由だけで「戦端を開候訳には」いかなかった。しかし同時に、仮に、勅使を派遣して交渉不成立となれば「戦端を開」くこともあり得た点には注意しておきたい。

3.2. 方針②「万国公法下での国交樹立」

そもそも外務省が抱えた朝鮮問題は、書契問題により日朝交渉が停頓し、国交樹立もままならないという事態であった。したがってその解決の方向性はどのように交渉停頓を打開するかにかかれる。「三箇条伺」は停頓状況の打破・新国交の樹立という課題に対する、いわば戦略レベルの回答案と位置づけることができる。

三箇条の第一案は「……寧ろ彼れが此度拒絶いたし候を期会となし、朝鮮の交際を廃止し対州の私交をも為相鎖兩國の間音問を絶し倭館の人数為引払」い、「御国力充実迄の間は却て右にて御据置」という「交渉中断・引揚げ論」である。

第二案は当時欽差大使に任命されていた木戸孝允を正使、巖原藩知事宗重正を副使として軍艦数隻と共に朝鮮へ派遣し、「御一新の報知擯斥の廉論破、并開港開市両国往来自由の條約を興候義懸け合候様、……勿論軍艦兵威を以差迫候とも事業の成否は難期候得共、此盛挙に及候ても彼方不伏に候はゞ、不得已干戈を被用候場合に至り可申候。其節は在昔神功皇后御一征の雄績を被為継候御偉業も日を刻して可相立、決て無名暴動の挙に有之間敷被存候事」という「皇使派遣征韓論」である。

第三案は「朝鮮は支那に服従し其正朔節度丈けは受居候事に御坐候。就ては先支那え 皇使を被遣通信条約等の手順相整其帰途朝鮮王京に迫り、皇国支那と比肩同等の格に相定り候上は、朝鮮は無論に一等を下し候礼典を用い候て、彼方にて異存可申立筋有之間敷」という「対清交渉先行論」である。この案の特徴は、宮本が「曖昧」とした清韓宗属関係を否定せず、それを逆用して朝鮮を万国公法上の半独立国として扱おうとする点である。また、第三案に「尤支那通信は朝鮮交際よりは急務とも不被存候得共、朝鮮御懷撫の趣意より論候得ば最可急手順と存候事」と付け加えられている点に留意したい。この時期の朝鮮問題は対清政策の文脈から見る限り「対清交渉を進める真つ当な理由ではなかった」とする見解があるが⁶⁷⁾、そうではなく、この時すでに日本のアジア政策の中にいわゆる清韓宗属関係が組み込まれ、対朝鮮政策と対清政策を連動させていた点に意義を見出したい。

この三箇条の第一案を消極論、第二案を強硬論、第三案を穏健論とする従来研究に対し⁶⁸⁾、諸洪一氏、吉野誠氏は三箇条が皆「外交一元化」と皇使派遣を前提とする強硬論だと論じる⁶⁹⁾。筆者もこれら三案は強硬論だと考える。第三案が征韓即行を回避する穏健論に映るのはあくまでも3つの案の中での相対的な問題に過ぎない。そもそも、万国公法を適用した段階で、従来の交隣関係を重視する立場に対しては強硬論とならざるをえないのである。

だが、この強硬論が即侵略支配論なのではない。「三箇条」の主眼はあくまでも日朝交渉の停頓打破にあつて「侵略支配」を想定していない点に注意すべきである。外務省としては日朝交渉の早期成立こそが目的だった。この点を補強する事例として、辛未洋擾（高宗8〔1871・明治4〕年に起きた朝鮮とアメリカの衝突）に際しての日本側の対応を挙げておきたい⁷⁰⁾。この時日本側は、条約締結国という理由で公的にはややアメリカ寄りに立ちながら、朝鮮に対しても「接壤旧交を加」えた「私情」があるという立場に立ち、朝鮮に遠征する米国艦隊には通訳を同乗させようとし、また、朝米両国に対して調停を買って出たのである（二・500-501頁）⁷¹⁾。双方へ恩を売り日本の存在感を高めようという意図と、あらゆる機会をつか

んで日朝交渉の膠着状態を打開しようという目論見が見て取れる。

3.3. 宮本小一の「朝鮮論」と朝鮮観

宮本の朝鮮論は、この時期の外務省の朝鮮外交を考える上で重要な位置を占めている。「三箇条伺」には彼の見解が多く反映されているからであり、また彼の朝鮮観が日本の朝鮮政策の急所を示しているからである。だからこそ、「三箇条伺」を強硬論とする一方で、宮本の朝鮮論を穏健論とする諸・吉野両氏の見解には慎重な再考が必要だと考える。宮本の朝鮮論の前半部（特に一～二）にはバランス感覚のある分析を行う穏健さがあるが、後半部（特に六）には、すでに藤村氏が「全くの侵略主義に貫かれていた⁶²⁾」と指摘するところの侵略性が見られる。そのどちらか一方に傾いた評価は、部分的な理解とならざるを得ない。宮本の朝鮮論の特徴はこの穏健さと侵略性の共存にあると言ってよい。

確かに、「朝鮮論一・二」には冷静な判断が見られる。「朝鮮論一」では、「朝鮮は古昔の如く属国となし藩臣の礼を執らせねばならず也。宜しく速に皇使を遣わして其不庭を責め苞茅の貢を入れさしむべし」という議論を「彼の国体を知らぬ論」で、「條理の立ざる事」だと否定する（一・409-411頁）。「朝鮮論二」では、將軍から天皇への政権交代はただ「日本政府の主人公の交替」に過ぎず、従来將軍と対等だったという理由から朝鮮国王の格を落とすという論理は、朝鮮側は理解し得ないだろうと述べて（一・413-417頁）、続く「朝鮮論三」では前に見たように朝鮮と清との宗属関係に関連して、朝鮮を「半独立国」と見るのか「独立国」と見るのかを論じている。どれも理性的な思考と言える。

そして、具体的な朝鮮政策案が現れるのが「朝鮮論四～六」である。「朝鮮論四」では、朝鮮を「半独立国」と見做した上で「朝鮮は交際を結ても無益なり。且其交際の方法も極て至難なり（一・419頁）」という「朝鮮交際無益論」を展開する。外交使節への儀礼を考えたとき、条約締結国である西洋諸国の使節と、条約未締結の上、「半独立国」と見做される朝鮮の使節を同等に扱うことはできず、かといってあからさまに朝鮮の使節を冷遇することもできない以上、「朝鮮の如

き一小国にしてしかも文物制度観るに足らず我が善友となしがたし。故に尋常一扁の交際を結ぶ迄の事ならば姑く打捨置（一・421頁）」き、「追て十分皇国の威力全備する迄は手を下さざる方入用を費さず国威を汚さずして可ならんか（一・421頁）」と論じている。「三箇条伺」の第一案はこの意見が反映していると見て良い。

また「朝鮮論五」では「朝鮮論四」を踏まえて、従来の朝鮮外交の「謬例」を改めつつ⁶³⁾も、外務省の大前提であった「日朝外交一元化」にも反する「対馬藩委任論」を提案した（一・422-423頁）。この意見の根底には「朝鮮論四」にある「朝鮮の如き一小国にしてしかも文物制度観るに足らず」という朝鮮観がある。宮本としては、日本の外交が「一小国にしてしかも文物制度観るに足ら」ない朝鮮によってすら煩わされ、「入用を費」し、これ以上「国威を汚」されるのを嫌って、現状維持的な「対馬藩委任」を論じたのである。われわれはすでに、この時期外務省が特に国辱的処遇の回避に細心の注意を払っていたことを見ている。ここでもそれは変わらない。

「朝鮮論六」はロシアの脅威への対応策でもある。「朝鮮へ交際するは無益なりといへども此儘打捨置ときは魯西垂蚕食せらるべし。是日本に取大害の極なり。故に朝鮮を助くるは朝鮮を愛するにあらず、則ち日本を愛する也」と述べ、「半独立国」の朝鮮は「日本と新に盟約を重ね兄弟の国となり、合衆連邦して」、日本が西洋と結んだ条約を用いて朝鮮が「西洋と通信交際を開く事を勧誘し、其業を遂げしむる」べきだと訴える（一・424-429頁、傍点筆者）。「正朔年号刑法貨幣軍務の三条は改革して両国一致ならざれば万国と交際し難し。朝鮮王は坐食の客となしこれに迫るべからず。外務は日本よりその官吏を差し十数年の間媒酌をなしたらんには馴熟するに至るべし」というのが彼の「合衆連邦」の構想だったが、彼によれば「合衆連邦」の成功は「独朝鮮の幸のみならず、日本の国力を益す理なれば大益」であった。なお彼は「朝鮮論六」を、「合衆連邦」まで行えるならば「朝鮮へ手を下せし功驗盛なりと云べし。然らずして徒らに使節往来する迄ならば、寧ろ放下して宗家に委任する方ならん」と結んでいる。したがって、彼が朝鮮論を書いた段階での主眼は「朝鮮論四・五」に置かれていると見るのが妥当

であろう。

ここで、朝鮮への積極的介入を促す要因がロシアの脅威に刺激された愛国心だったことと、「侵略主義」に見える議論を「朝鮮の幸」と論じる彼の視点の置き方に注意したい。とりわけ後者は、一人宮本だけの問題ではなく、日本の朝鮮政策の急所である。なぜ「朝鮮の幸」なのか。「半独立国」たる朝鮮が「独立国」たる日本に庇護指導されるからであり、「朝鮮の幸」であるならば、朝鮮から感謝されこそすれ、反感を持たれるとは考えられなかった。同様の発想法として、前節に見た明治八年の森山・広津建言書がある。そこで「独立半属の見認様に付て何を得たるとするや」という項目を設定し、「半属」と見なす場合は「我に上国の名を占め」させるがこれは「虚名」にすぎないとし、「独立」と見なす場合は「漸々不羈権力の占むべきを知らしむるときは遂に清国の関与を解き且後來西洋各国に対する和戦等の事あるも彼国必ず我に依頼するの思ひを生じ、不知不知彼国外交の権を我に遇有するの機を得るに至らん」と論じている（傍点筆者）。

朝鮮を「半独立国」と見るか、「独立」と見るかに違いはあるが、どちらも日本側の行動は朝鮮に「幸」をもたらすこそすれ、害を与えるものではないと考えている点で共通している。そもそも、この時朝鮮側は宗主国たる清を自ら憚ったからこそ「皇勅」などの字句の入った書契受取を拒否したのである。この時点で朝鮮は清の影響下から抜け出ようとはしていないように思われる。しかし、宮本や森山・広津らは清の影響下から朝鮮を脱却させるべく議論し、しかもそのことによって朝鮮は日本に感謝するはずだ、日本に頼ってくるはずだと考えていたわけである。

4. 朝鮮外交の方法と朝鮮観

交渉停頓の打破＝新国交の樹立という方針の選択が戦略レベルの選択であれば、方法の選択は戦術レベルの選択である。方針は「新国交の樹立」だったとはいえ、万国公法に則するという意味で、全般的に強硬色が強かったが、方法論は明確に強硬策と穏健策に区分できる。強硬策はすべて一般

に征韓論と呼ばれてはいるが、「新国交の樹立」が方針である以上、強硬策における征韓論は「侵略支配」を目論むものではない。本稿ではこれを「抗議型征韓論」と呼ぶ。万国公法に則っての抗議、それを砲艦外交の形で行なうのが「抗議型征韓論」である。「抗議型征韓論」のそもそもの方針は新国交樹立にある点、そして、抗議の正当性を万国公法に置いている点に前章で見た「侵略型征韓論」との境界を求めたい。また、穏健策には「政府等対論」と「宗氏渡韓論」の2つがある。

4.1. 強硬策——「抗議型征韓論」

「抗議型征韓論」は砲艦外交論と見なすこともできるが、前の「侵略型征韓論」と区別する上でも、まず「外交交渉への軍艦の使用＝侵略」であるかどうかを考える必要がある。前に見た宮本小一の「支那通信議案⁶⁰」はこの点でも参考となる。彼は清への使節派遣について次のように述べる。「小使は外国飛脚船に托し送るともさして不体裁ならず。勅使を送らるに西洋船の乗合にて往くは国体を失する第一と云べし。是非とも御軍艦一二艘を仕出して送らざるを得ず……現に視よ澳太利すら一艘の軍艦を仕出し来るなり。……朝鮮に至りては我艦を仕出さざるを得ず。鹵簿に鎗箱傘等を持せるとも、西洋船に便を乞て行く時は飽飯流啜して齒喫するなきを問の類なり」と。すなわち、朝鮮への使節が軍艦で行くか行かないか、「西洋船の乗合」に便乗するかしないかは、まず国の体裁、国威に直結した問題で、その後の軍事力行使は二義的な問題だった。明治6年5月、外務卿副島種臣は日清修好条規批准のため清に赴いているが、この時彼は軍艦に搭乘している。また、『三条家文書』に収録されている、明治七年頃に書かれたとされる筆者不明の「魯国及朝鮮へ使節を派遣するの順序目的⁶¹」という文書にも「使節派遣の時軍艦数艘を備へ兵勢を張り、不虞を戒むと雖も固り戦を要するに非ず。専ら旧好を収め、以て国家善隣の誠意を通ぜしむるに在り。万一彼無謀兵端を開くことあれば臨機防御の処置勿論のことなれども、征討問罪の挙に至ては予め議すべきに非ず」と記されている。従来は軍艦どころか帆船での往来だった日朝外交に蒸気船の軍艦を採用するのは確かに物々しい限りだが、軍艦採用は武力行使よりもまず諸国に日本の国威を示すために必

要だったのであり、即侵略という意図ではなかったと思われる。

しかし、軍艦を用いる以上、朝鮮を威嚇する効果を見込んでいたことも事実であり、ここに侵略主義とのグレーゾーンがあることは否めない。実際の日朝交渉では、朝鮮側担当者との面会すらままならず、非公式の折衝ができて、今度は朝鮮側の東萊府使と朝廷との間のやりとりなどで時間を引き延ばされるという状況が多かった。それを打破するために、「何分寸舌を以て彼が頑を破り候耳にて援兵なし。唯抑揚屈伸の機にて彼を驚動し候は実に漸力の堪へざる所御憫察可被下候。今軍艦二三艘時々釜港へ出入致候はば何分か進歩も可致と痛切致し居候（九・594頁）」（明治7年9月4日、森山茂）という発想が生まれていた。明治8（1875）年5月24日、雲揚号が釜山に來航するが、この雲揚号渡韓はこのような文脈に位置づけられる⁶⁶⁾。

前に見た「三箇条伺」の第二案は、軍艦兵威によって迫る「盛挙に及候ても彼方不伏に候はゞ不得已干戈を被用候場合に至り可申候」としている。木村直也氏が指摘した「説得→不服→問罪」パターンである⁶⁷⁾。この時「問罪」の正当性をどこに置くかが重要である。第二案では「不得已干戈を被用」る時の正当性を「在昔神功皇后御一征の雄績」に置く幕末征韓思想の流れのままだが⁶⁸⁾、これを、同時期に書かれた齋藤栄の建白（明治3年4月）にある「速に皇使を發遣し……、和を主とし兵権を以て国威を示し、順序を踏み暫く皇朝の威徳を宣布すれば渠れ固より本朝の強なるを知れり。必ず領を引き和を乞はん。彼万一我に拒敵せば我れ彼を鑿すとも万国公法に於て何の辞柄あらんや（一・471-472頁）」という発想で補って考えたい。

この点を明言したのが明治4年11月から外務卿となった副島種臣である。副島は自ら、「征韓論の張本人は当時実に私で有った。私の征韓論は素とより万国公法の通義正理に準拠して正当に彼れ韓廷の罪を問ふ主議であつた⁶⁹⁾」と語っている。なおこの「韓廷の罪」について、副島は「朝鮮に手紙を遣はすに、御一新を朝鮮が認めぬと云ふ、徳川將軍と、尚ほそれを取扱ふ役人は、宋対馬守より外は、決して承諾しないと云ふ、そこで、外務卿即ち拙者であつた、何とやっても朝鮮が日本

の官府の書翰を受取らぬものであるから、已むを得ず、軍艦に使節でも乗込んで行かなければならぬ⁷⁰⁾」と述べており、書契受取拒否を指すものと考えられる。この認識は「三箇条伺」の前提と相反しており、いわゆる副島外交の強硬さの一端が窺える。

周知の如く、彼は外務卿在任中、日本の国権を強く意識し、国威発揚に努めていた。例えば、マリア・ルーズ号事件は慶応3（1867）年の横浜外国人居留地取締規則に定められた無条約国民に対する領事裁判権の撤廃を目指したものだ⁷¹⁾。また、『副島種臣伯』は、ある日パークスが外務省で副島に対し、「貴下は頻りに治外法権の撤廃、関税自主の回復について急いであるとのことだが、本当か」と威嚇的口調で問い質したところ、平然と「その通りである、これは万国公義の上から独立国として当然のことではないか」と答えたという逸話を伝えている⁷²⁾。強硬さが朝鮮や清に対してだけでなく、イギリスにも向けられていた点は注目してよい。副島の外交姿勢は、「傲慢な外国公使」に対しては「外国使臣がその国に入ってその国の礼に従ふことは万国公法上当然のことである」というもので、列強に対しても臆するところはなかった⁷³⁾。その一方で彼自身は清へ行って「正々堂々恩威寛猛並び用ひて」、「康熙帝以来の外国使節を冷遇する跪拜の先例を廃除せしめ」、「悪習慣なる外交官の坐席順次を廃革せしめ以て万国公法通義に遵はしめ⁷⁴⁾」、また朝鮮側の礼、書契遵守の通信関係にも従わなかった。いずれも副島が万国公法を基準とし、清・朝鮮もそれに従うべきであるという考えがあつたからであろう。このように考えると、明治4年11月末、それまでの交渉の成果を放棄して新たに作成した「壬申書契」の持つ強硬さの理由の一端が見えてくる⁷⁵⁾。

「抗議型征韓論」の特徴は、朝鮮側の「罪を問う」ために「征伐」という点にある。「罪」の具体的内容は、論者によって日本側の主張に同意せず交渉を決裂させることだったり、書契受取拒否そのものだったりしたが、要するに「朝鮮側の犯した誤り」が「罪」とされる。そもそも「征伐」とは「罪ある者を伐ち正す」ことであり、同義の「征討」もまた「上の者が下の者の非違を攻め撃つ」ことである。ここに「抗議型征韓論」を主張する際の自己認識が示される。齋藤栄は「然

れども誠信の道を失ふべからずと旧規旧例に拠り書契中件々不遜を咎め使臣に書を贈て奉対せず。是皇朝を辱しむるの甚しきなり。今日其違命を責めずんば天下の誹謗免かれかたからん（一・470-471頁）」と述べて、自らが朝鮮側の「罪を問う」立場にあることを明らかにしている。

4.2. 穩健策——「政府等対論」・「宗氏渡韓論」

穩健策は強硬策に比べ地味だが、明治初期の日朝交渉過程において懸案解決を望みえた有力な方法論であり、現場の強い支持があった。穩健策は現場で直接交渉に当たっていた吉岡使節団や厳原（旧対馬）藩の人々が考案し、外務省は基本的にその建言をそのまま受け容れていた。当時の日本で日朝外交の専門家といえば対馬藩であり、外務省内における専門家は派遣された使節団員、とりわけ広津・森山らであった。維新直後、日朝外交の専門知識を独占していた対馬藩が朝鮮問題に発言権を持ったように、外務省内においても現場を知る使節団の影響力は小さくなくなったものと考えられる。時には「万里の遙濤を隔て百論をなすよりも閣下等の実地上の一計画に拠て処分するに著する耳なり（三・167頁）」という指示すら出していた⁷⁶。したがって、現場の人間が穩健策を模索していたということ自体が、強硬策を阻む大きな要因になる。

穩健策の基本的スタンスは「交渉による解決」を目指すところにある。外務省も現場の見解に従い、交渉を進める具体的な方法論としては穩健策を採っていた。それにもかかわらず、なぜ交渉で穩健策が功を奏さなかったのか。それには2つの原因が挙げられる。1つは、タイミングの問題である。後述するように、「政府等対論」、「宗氏渡韓論」によって交渉が上手く運ぶかに見えたときに、偶発的な要因によってそれぞれ中断してしまったのである。もう1つは、この時期の朝鮮側はあくまでも従来通りの日朝関係の堅持を主張し、吉岡使節団と交渉しようとしなかったことである。いかに穩健策とはいえ、交渉の場をもてない以上、効果の発揮のしようがなかった。

(a) 「政府等対論」

穩健策の考案に活躍したのは外務省ではなく、当初中央政府に対して征韓を煽ってすらいだ厳原

（旧対馬）藩だった。外務省が「三箇条伺」を出したちょうど同じ明治3年4月、厳原藩士大島友之允は、草梁倭館勤務の同藩士浦瀬助に対して、書契中で朝鮮側が問題視した箇所の書き改め（二・59頁）と、交渉形態を「政府等対」、つまり日朝両政府の外交担当部署の長官と次官同士での国書交換とすること（二・67頁）を指示したのである⁷⁷。

ここでわれわれは「侵略型征韓論」や「抗議型征韓論」が、頭ごなしに征伐・抗議を訴えるのみで、「書契問題」など朝鮮外交における個別の懸案に対しては何ら具体的対案を示していなかったことに気づかされる。明治八年夏に日朝交渉が完全に失敗するまで、外務省はこの「政府等対論」を日朝交渉の基本的な方法として採用したが、それは対案としての有効性を認めていたからでもあろう。また、厳原藩のこうした対応は、維新後自らが中央政府に提案した強硬策⁷⁸と矛盾し、天皇と朝鮮国王との関係確定という書契問題の核心部分を棚上げした弥縫策に過ぎないと見ることもできる。しかしその一方で「対州に在ては朝鮮の禍は眼前対州の禍と相立居候（二・63頁）」という切実な認識に支えられてもいた。彼らが実際に進めようとする朝鮮政策は極めて「非暴力」的なのである。彼らにとって「朝鮮の禍は眼前対州の禍」だったからであり、「朝鮮の禍」が起らないようにすることが最大の課題だった。

浦瀬は大島の指示に従い、同年（高宗7年）5月13日あくまでも個人的な意見とした上で、朝鮮側の訓導安^{アン・ドンジュン}東峻に政府等対論を提案した。安は「夫は格別の御卓見にて（二・39-40頁）」と評価し、この時交渉は進展するかに見えた。しかし折悪しくも5月3日、ドイツ軍艦が釜山港へ無断入港するという事件が起っており、そこに対馬の人間数名が同船していたことが朝鮮側の調査で判明して朝鮮側の態度が一変、交渉は再び中断された。

(b) 「宗氏渡韓論」

宗氏渡韓論も吉岡使節団の渡韓中、現場で強く支持されていた。これは「宗氏は彼れ〔朝鮮——筆者〕の信じ且つ尊む所（二・12頁）」であり、また朝鮮側の「外務省より使員御渡海御応接の儀は、定則外に有之候間、御用の筋は万事対州を以

て被仰込候はば御答可仕候(三・34-35頁)」というそれまでの交渉結果をふまえ、厳原藩知事宗重正を外務省に登用して交渉の場に就かせることで事態の進展を図ろうとするものだった。政府等対論同様、交渉の方法論としての説得力は十分である。宗氏渡韓論は、渡韓後も朝鮮側と交渉の場にさえつけない吉岡使節団が是が非でも朝鮮と交渉するための苦肉の策であり、また対馬藩を介在させた通信関係と外務省による外交一元化の接点でもあった。広津弘信らが明治4年5月中旬に建言をし(三・259-260頁)、5月25日には沢外務卿が太政官に上申(三・291-292頁)、7月29日には宗重正が外務大丞に任命され、8月4日には宗重正に朝鮮派遣の辞令が下った⁽⁸⁶⁾。外務省では8月10日の時点で「宗大丞渡韓被仰付、……此度は結局の御廟算相伺、愈成功の目的を期す。当月下旬までに夫々落著出帆の都合に相成候(三・439頁)」と交渉の膠着打開を見込んでいた。

ところが、8月下旬大隈重信の建白に始まった遣欧使節派遣の動きが急展開を見せ⁽⁸⁷⁾、実行直前の宗氏渡韓論が一時凍結を余儀なくされた。高橋氏の研究によれば、9月8日付の大蔵省宛太政官正院通知によって宗氏渡韓の一時見合わせが確認されており⁽⁸⁸⁾、さらに10月4日には外務省内でも宗氏渡韓の中止が内定(三・643頁)、12月18日には宗氏渡韓中止の辞令が発令された(三・757頁)。広津と森山連名の明治4年11月13日付外務省宛書状には「西洋諸州へ御使節発駕に差懸の殊に御用多の御模様⁽⁸⁹⁾に付、無余儀差扣罷在候内、すでに御発し相成候に付ては追々陳上候如く、此上曖昧遷延候ては愈以御威信も難立、彼国軽蔑の状を重ね候のみならず、尋交の機会都て失却可仕。如何にも不堪痛慨の至候間、今一応各閣下より 卿輔殿下へ御充分御建議被下度深懇願仕候以上(三・701-702頁)」とある。岩倉使節団が横浜を出航した翌日に書かれたこの書状からは、外務省内で岩倉使節団が優先的に処理されたことと広津・森山らの焦りが見て取れる。

宗氏渡韓中止については、高橋氏や沈箕載氏によって財政上の問題が指摘されている⁽⁹⁰⁾。明治3年10月から明治4年9月期の国家会計は、通常歳入1534万922円、例外歳入680万3675円⁽⁹¹⁾に対し、通常歳出1222万6382円、例外歳出700万8775円で、帳面上は差し引き290万9439円の黒

字となるが、この期末(明治4年9月末)の現金残高は315万2095円しかなかった⁽⁹²⁾。一方、宗氏渡韓費用の見積額は金6185両と洋銀490元であり(三・489-492頁)⁽⁹³⁾、岩倉使節団派遣費用は、支度料や手当を合わせ総額9485両と4160弗だった⁽⁹⁴⁾。同年10月7日付の外務省年間予算概算書で洋銀を両に換算すると、宗氏渡韓の予算が6773両、岩倉使節団の初期予算は1万4477両となる⁽⁹⁵⁾。厳しい財政状況の中、正院が選んだのは岩倉使節団であった。その一方で、明治4年8月18日に大蔵省は開拓使予算を改定し、翌明治5(1872)年以降10年間に1000万円、明治5年には50万円、明治6年には80万円、以後毎年100万円の支出を決定している⁽⁹⁶⁾。これは開拓使次官黒田清隆が大蔵卿大久保利通に嘆願していた結果のようだが⁽⁹⁷⁾、これらの事実が示すのは、政府内での朝鮮問題の扱いの低さである。

しかし、一旦中止となったものの、宗氏渡韓論はその後も有効な手段であり続けた。森山は明治7年1月11日付で「今や政府誠に彼を説明せんとならば直く旧交の素あるを以て宗氏をして渡韓せしむる寸は、説に旧情を以てし、論すに誠信を以てす。豈解疑の道なからん乎⁽⁹⁸⁾」と上申している。2章3節で触れた明治七年夏の予備折衝の後、本交渉は森山の上申を受けて「宗氏渡韓論」によって行なわれるはずだったが、予備折衝で朝鮮側の態度が一変したことを受けて、今度は日本側代表だった森山が個人の判断で「此上は宗大丞の渡韓にも及ぶまじく(九・460頁)」と宗氏渡韓の中止を上申したのである(明治7年8月31日付報告書)。森山が省内きっての朝鮮通であり、また彼の報告が楽観的だったことも手伝ってか、この時外務省もそれを容認し、結局「宗氏渡韓論」が実現することはなかった。その後の本交渉では森山が理事官となり交渉が進められたが、この時再度朝鮮側の態度が硬化に傾き、また日本側使節の大礼服着用問題や「宴享大庁正門通過」問題のために交渉は頓挫してしまった。

(c) 穩健策の朝鮮観

すでに述べたように、穩健策の基本的スタンスは「交渉による解決」を目指すことだった。したがって、強硬策では朝鮮側の「罪を問う」立場に立っていたが、穩健策では「まず対話」であった。

広津は、「方今韓人の我に於ける大に疑団を生ず。加之万国交際の央彼此勘合、彼れ事に触れて一層の疑団を増の時なり。然と云へども、凡事、大に疑はざれば大に信ぜず。疑ふは即信ずるの始に候へば、幸ひ此疑ふ所に就て我却て赤裸々の至誠を敷候はば、真実唇齒の因と相成候事、此時に可有之と存候（二・52頁）」と述べている。書契問題に端を発する日朝交渉の停頓を国辱や問罪の材料ではなく新たな始まりと見たのである。ここで、広津の「若夫れ徒らに枝葉の規格にのみ拘泥して、其实互ひに利害安危の在る所を傍観せば、之を虚交と名くべく、豈通信と云べけんや（四・463頁）」という意見は、「旧規前格」の遵守こそ「通信」の核心と論じた朝鮮側の見解⁹¹に対する異議申し立てであり、当時の日朝関係のあり方をめぐる大きな問いかけである。広津自身は、書契問題については「勿論先例旧典と申事を主張するは従来の法とは云へども、元来事は一回は其始めと云事ありて其後例格と云もの生ず。……大修使より一新報知を告げて後も官員直ちに応接と申すときに至りては、是非一回は例を破りて旧誼を存するの日あるべし（二・295-296頁）」と考えていた。また、彼は朝鮮に対して「貴国の文明なる何ぞ吾が言を咎ん（二・463頁）」と考えており、少なくとも蔑視はなく、交渉相手として尊重していたことが窺える。

しかし、これらは広津や吉岡使節団が「軟弱外交」を進めたということの意味するものではない。明治8年の雲揚号釜山招請は広津も外務省に要請していた⁹²。また、渡韓前の広津のスタンスは「朝廷親交の盛意を告げ、且方今の形勢汝〔朝鮮一筆者〕の安危を論さん事を欲すと云ふを以て説論の端緒とし……（二・14頁）」、「万国の形勢宇内の変常を詳細に説論（二・15頁）」するというものだった。彼は朝鮮の「文明なる」ことを疑わなかったが、同時に、国際情勢の認識などの面で日本に一日の長があることを自任し、「方今の形勢」が朝鮮の「安危」——ロシアの脅威を指す——に関わっていることを論そうとしていた。ここに一種の「上下関係」が浮き彫りとなって現れている。

彼は、「鮮国はたとへば頑婆傲児の父兄の教を拒むが如き者にて候へば、被仰下候私情に於て父兄哀愍の意尤深重なるべきの道理と愚案（三・23

頁）」していた。宮本も日朝は「兄弟の国となって合衆連邦」すべきだと論じていたが、この時「兄」は当然日本である。このように朝鮮に対する「父兄」を自任する発想が、前章でも見た日本の朝鮮政策における急所に連なっている。地理的な近さや歴史的な関係の深さから朝鮮を「唇齒相保の国（広津、二・462頁）」とする発想は、西洋列強の登場によってある種の親近感・一体感を一層強めたに違いない。日朝の関係を家族関係で類比する思考はその現れである。しかし、この親近感・一体感はいくまでも日本本位のものでしかないため、「彼国必ず我に依頼するの思ひを生じ」といった発想が生まれ、「頑婆傲児」たる朝鮮は「父兄」たる日本の恩情・指導に従順であらねばならなかった。朝鮮が「我に依頼」し、従順になることで、日本は何かしらの満足感や威信を得ようとしていた。政府内で朝鮮問題の位置づけが相対的に低いにもかかわらず、常に朝鮮にこだわり続けた一因がここにある。そして、朝鮮が「我に依頼」せず、日本に対して従順とならなければ、それは頑迷な朝鮮というイメージを強め⁹³、いわば「かわいさ余って憎さ百倍」となって、「父兄」による新たな「懲罰」を生む口実の1つとなるだろう⁹⁴。

5. おわりに

小論を結ぶに当たり、改めて冒頭の問題意識に戻って議論を整理すると、まず、明治初期外務省が追求した朝鮮政策に朝鮮を侵略支配しようとする「一貫した侵略主義」を認めることは困難であった。ただし、万国公法を朝鮮外交にも適用させるという基本方針自体が、従来の日朝外交を堅持する朝鮮にとって強硬論となった。外務省は、朝鮮外交を含めたアジア外交を万国公法に則って進めようとしていたが、清を中心とするアジア外交特有の「曖昧」な「宗属関係」についてはなかなか統一的な見解を取れずにいた。また、朝鮮政策を取り巻く状況は、他の外交課題との関係にせよ、国際環境との関係にせよ、朝鮮政策で強硬論を促すものだった。

明治初期の朝鮮政策に「一貫した方針」という

ものを求めるならば、それは懸案の書契問題の解決、新国交の樹立を図るという点に求めざるをえない。無論、これは日本に朝鮮侵略論がなかったということではない。しかし、政策としての征韓論を考えた場合、外交方針レベルの「侵略型征韓論」と外交戦術レベルの「抗議型征韓論」という2つの征韓論に区別して考える必要があった。前者は外務省の採るところではなく、日朝国交の樹立を図る方針が採られた。その方針の下で、「抗議」の正当化を万国公法によって試みる議論が後者なのである。「抗議」の際に用いられる軍艦は、もちろん威嚇の効果も期待されていたが、即侵略を意図したのではなく、何よりも日本の国威を諸国に示すために要請されたのである。また、見逃してはならないのは、交渉の現場では、「抗議型征韓論」に対置できる穏健策の「政府等対論」・「宗氏渡韓論」が推進され続けていたことである。

また、本稿では以上の朝鮮政策・征韓論を分類する中で、日本を「父兄」とし、朝鮮を「頑婆倣兒」ないし「弟」とする、家族関係に模した朝鮮観に注目した。家族関係に模したということは、それだけ朝鮮に何らかの親近感・一体感を持っていたことの証であり、蔑視一辺倒の「侵略型征韓論」者が抱く朝鮮観とは異なっている。しかし同時に、日本が「父兄」を自任する以上、そこには日本本位の上下関係が生まれ、朝鮮は従順たることを要請される。しかもこうした朝鮮観を持ったのは、比較的冷静な思考もできた宮本小一や、侵略型・抗議型征韓論に対して穏健策を主張し、朝鮮の「文明なる」ことを疑わなかった広津弘信だった。

彼らですら「侵略」の自覚や悪意も無いまま、ともすれば善意によって、朝鮮の意思を無視し、朝鮮は日本の指導に従うべきと考えていたことは、外務省の朝鮮政策の性格をより複雑なものにしている。一種の親近感を基に、朝鮮側は日本に感謝し、頼るようになるはずだという見通しが朝鮮政策に織り込まれていた。彼らに露骨な侵略主義はなかったが、彼らは朝鮮に対していわば「過干渉」になっていた。これは、感謝してもらいたい、頼ってもらいたいという願望の現われである。もし、朝鮮側が日本を頼らず、日本に対して従順でなかった時には、それがさらなる干渉政策を生む

原因となる。

彼らは朝鮮から感謝され、頼られることで何らかの満足感や威信を得ようとしていた。つまり、この時、朝鮮は日本の矜持の源泉であった。だからこそ、朝鮮問題が他の外交課題や政治課題と比べ相対的に低い位置づけがなされていたにもかかわらず、外務省は常に朝鮮にこだわり続けたのである。

[注]

- (1) 本文に引いた中塚(1967)、金義煥(1974)の他、例えば山辺健太郎(1970)、古川万太郎(1991)、李炫熙(1986)など。
- (2) 井上清(1953)、107頁。
- (3) 中塚(1967)、12-13頁。
- (4) 同上書、15-16頁。
- (5) 李進熙(1992)、286-287頁。
- (6) 高橋秀直(1998)。ほかに高橋氏は以下一連の朝鮮政策研究の業績がある。高橋(1990)、(1991)、(1992)、(1996)。
- (7) 侵略支配の意図はなかったが、朝鮮に対して友好的態度を取っていたというわけでもない。
- (8) 大西郷全集刊行会編『大西郷全集』第二巻(大西郷全集刊行会、1927年)、755頁。明治6年8月17日付、板垣退助宛書簡。
- (9) 前掲高橋(1998)、101頁。
- (10) いわゆる清韓宗属関係については岡本隆司(2004)に多くを学んだ。
- (11) 旗田巍(1969)、芳賀登(1986)、遠山茂樹(1962)、山田昭次(1970)、毛利敏彦(1974)など。
- (12) 維新直後の外交担当機関は、外国事務掛(慶応4年1月9日～同16日)→外国事務課(慶応4年1月17日～2月2日)→外国事務局(同年2月3日～閏4月20日)→外国官(同年閏4月21日～明治2年7月7日)→外務省(同年7月8日～)と目まぐるしく変遷した。ここでは便宜上「外務省」とした。
- (13) 正確な執筆月日は不明だが、明治2年に書かれたものとされ、『朝鮮事務書』では1869年分の文書の最後に、『大日本外交文書』では便宜上1869年9月25日の文書の附属書として掲載されている。
- (14) 『大日本外交文書』第三巻、文書番号89。
- (15) 三上昭美(1963)、同(1965)、外務省百年史編纂委員会編『外務省の百年』上巻(原書房、1969年)参照。
- (16) 日本史籍協会編『太政官沿革志』二(東京大学出版会、1986年)、47頁。
- (17) 同上書、79頁。
- (18) 前掲『外務省の百年』上巻、45-49頁。
- (19) 『史談速記録』第165輯(史談会、1906年)、36頁。

石田 徹：明治初期外務省の朝鮮政策と朝鮮観

- (20) 内閣官報局編『法令全書』第一巻（復刻版・原書房，1974年），67頁。
- (21) そうした攘夷の空気を映し出したものとして外国官が公議所へ提出した「外国官問題十七条」がある（『大日本外交文書』第二巻第一冊，文書番号185）。詳細な分析は稲生典太郎（1966）第4章参照。
- (22) 日本史籍協会編『大隈重信関係文書』一（東京大学出版会，1970年），51頁。
- (23) F.V.ディキンズ著，高梨健吉訳『パークス伝』（平凡社東洋文庫，1984年），116頁。
- (24) 『岩倉具視関係文書』第四巻（東京大学出版会，1930年〔1968年復刻〕），257頁。
- (25) 外国人に対する暴行取締令は，大政奉還の後数度にわたり出されている。
- (26) 前掲『法令全書』第二巻，416頁。
- (27) 前掲『パークス伝』，235頁。
- (28) 『大日本外交文書』第二巻第三冊，文書番号560。
- (29) 『大日本外交文書』第二巻第三冊，文書番号679。
- (30) 同上。
- (31) 丸山正彦『丸山作楽伝』（丸山正彦，1899年），130頁。
- (32) 樺太庁長官官房編纂『樺太施政沿革』後編（脇田嘉一，1912年），17頁。
- (33) 樺太から東京に戻ったのは明治3年3月で，出張が免ぜられたのが7月である。
- (34) 佐田白茅『征韓論の旧夢談』（1903年）（明治文化研究会編輯『明治文化全集』二五巻・雑史篇，日本評論社，第2版1967年），49-50頁。
- (35) 明治5年4月に出た判決は終身禁獄だったが，明治13（1880）年恩赦により釈放。
- (36) 前掲『丸山作楽伝』，134頁。
- (37) 明治3年頃の外務官僚らの意見分布は，『丸山作楽伝』によれば，征韓論を可とするのは外務卿沢宣嘉，外務大輔寺島宗則，外務大丞町田久成，中井弘，柳原前光，外務権大丞楠本正隆，水野千浪，宮本小一，子安駿らであり，森有礼，鯨島誠藏，吉岡弘毅，芳川顕正，渡邊浩基らは非とした（119頁）。また，佐田白茅によれば，沢，寺島，柳原，三輪田元綱，吉岡，丸山らは征韓論を唱え，田辺太一，宮本らは因循であった（『史談速記録』第165輯，36頁）。
- (38) 明治2年6月の版籍奉還により畿原藩と改称するが，ここでは便宜上対馬藩とした。
- (39) 木村直也（1993），同（1995），石川寛（2002），同（2003）など。
- (40) 日本史籍協会編『木戸孝允遺文集』（東京大学出版会，1942年，復刻1982年），43-44頁。
- (41) 日本国外務省原案・韓国日本問題研究所編『朝鮮外交事務書』一（成進文化社，韓国・ソウル，1971年），257-258頁。以下本史料からの引用は本文中に巻数・頁数を記載する。一巻の257-258頁は，（一・257-258頁）と記す。
- (42) 『大日本外交文書』第二巻第三冊，文書番号506，附属書2，10-11頁。
- (43) これに伴う外務省と対馬藩との対立については，荒野泰典（1988），沈箕載（1977）などを参照。
- (44) 中村栄孝（1969），8章。ロナルド・トビ（1991）。
- (45) 前掲中村（1969），555頁。
- (46) 註(10)。
- (47) 『大日本外交文書』第六巻，文書番号95。交渉したのは同行した柳原前光であった。またこの時同時に台湾は「化外の民」とであるという言葉質を取ったのも同じく有名である。
- (48) 『三条家文書』51-8。なおこの問題についての詳しい分析は前掲高橋（1998）参照。
- (49) 『大日本外交文書』第八巻，文書番号18。
- (50) 明治9（1876）年1月，森有礼と清の李鴻章との会談時には，森は万国公法の立場から，朝鮮を独立国と見なした議論を展開している（『日本外交文書』明治年間追補第一巻（日本国際連合協会，1963年），206頁）。
- (51) アジア歴史資料センター（<http://www.jacar.go.jp/>）蔵，「柳原前光外三名ノ清国及朝鮮国外交際議」，レファレンスコードA 03023008200。なお『大日本外交文書』第三巻，文書番号108も同じである。
- (52) 同上。
- (53) 『福沢諭吉全集』第八巻（岩波書店，1960年），28-29頁。
- (54) 佐田，前掲『征韓論の旧夢談』，38頁。
- (55) 註(14)。
- (56) 前掲高橋（1990）。
- (57) 森田吉彦（2004），34頁。
- (58) 藤村道生（1967），前掲高橋（1990）など。なお分類名は論者それぞれである。
- (59) 諸洪一（1996），吉野誠（2002），第3章。
- (60) 辛未洋擾と明治政府の対応の詳細は前掲沈箕載（1997），第4章参照。
- (61) 結果的には，通訳は船の連絡が合わずに同乗できず，調停は，とくに朝鮮側からの依頼を期待していたが，結局どちらからも依頼が来なかった。
- (62) 前掲藤村（1967），3頁。
- (63) 首都への官吏駐在，三港開港と日本人の自由通航などを挙げている。
- (64) 註(51)。
- (65) 『三条家文書』リールNo.20，32-37。
- (66) 江華島事件が起るのは，この釜山来航後，一旦長崎へ帰港した後の明治8年9月20日のことである。
- (67) 前掲木村（1995）。
- (68) 大畑篤四郎氏は幕末から明治初期にかけて現れた征韓論を「膺懲征韓論」と呼んでいる。大畑篤四郎（1983），第3章，78頁。
- (69) 『東邦協会会報』44号（東邦協会，1898年），37頁。
- (70) 片淵琢編『副島先生蒼海閑話』（研学会，1898年），

- 183-184頁。
- (71) 丸山幹治『副島種臣伯』（大日社，1936年），193-194頁。
- (72) 同上書，184頁。
- (73) 同上。
- (74) 『東邦協会会報』44号，26頁。
- (75) 「壬申書契」はそれまでの交渉の成果を放棄し，「書契問題」で問題視されていた箇所を初め，正文の日本語化など第二の「書契問題」と言いうる書契の改編を行ったものである。また，廃藩置県により外交一元化を成し遂げたことで従来の通信関係に束縛されない立場を得たことが，万国公法に立つ立場を補強し，強硬さを裏付けるものとなったという点については，石田徹（2004）参照。
- (76) 明治4年5月7日付，吉岡・森山・広津宛柳原書翰。
- (77) 詳細は前掲沈箕載（1997），前掲高橋（1990）参照。
- (78) 対馬藩主宗義達は慶応4年閏4月に出した建白書の別録で「渠固有之陋習に泥み皇国御厚眷の御主意不相弁，万一非礼倨傲の情態有之候時は赫然膺懲の御勇断に被為出候様（一・94頁）」と論じていた。
- (79) 『外務省沿革類従』上，227頁。
- (80) 大久保利謙編（1976），第1章参照。
- (81) 前掲高橋（1991），参照。
- (82) 前掲高橋（1991），前掲沈箕載（1997），第5章第2節参照。
- (83) うち3割の214万5487円が紙幣発行分。
- (84) 大蔵省編「歳入歳出決算報告書」（1880年）（大内兵衛・土屋喬雄編『明治前期財政経済史料集成』第四卷（改造社，1932年，復刻・原書房，1979年）所収）。
- (85) 明治4年5月発布の新貨条例によれば，金の含有量に基づき1両=1円=1弗である。
- (86) 前掲大久保編（1976），176-177頁。
- (87) 『外務省沿革類従』上，438-446頁。ここには「国内使用分一六万両，国外使用分洋銀約六万弗，総計約二一万両」とあり，1両は1.2弗となる。新貨条例では1円=1弗だが，ここでは外務省の記録によった。
- (88) 『大蔵省沿革史』上，（大内兵衛・土屋喬雄編『明治前期財政経済史料集成』第二卷，改造社，1932年），176頁。
- (89) 『大久保利通文書』第四（日本史籍協会，1928年），365-366頁。
- (90) 『三条家文書』ルール No. 20，32-1。
- (91) 前掲石田（2004）。
- (92) 『大日本外交文書』第八卷，文書番号29。なお広津は軍艦派遣要請の建言書を「今日一二隻の小発遣は，他日或は大に発遣せざるを得ざるの憂ひなからんを願ふの意にして，敢て軽々凶器を隣国に弄舞せんを欲するに非るなり」と結んでいる。
- (93) 象徴的なのは，1880年代前半の福沢諭吉の朝鮮論であろう。

- (94) 例えば，日本の指導下で編成した新式軍隊（別技軍）を攻撃した壬午事変，その後の報復としての「膺懲論」や，甲申政変期にかけての「朝鮮改造論」など。岡義武（1961），坂野潤治（1977）など参照。

【付 記】

本稿は早稲田大学特定課題研究2004 B-804の研究成果の一部である。

参考文献

〔単行書〕

- 荒野泰典（1988）『近世日本と東アジア』東京大学出版会。
- 李進熙（1992）『江戸時代の朝鮮通信使』講談社学術文庫。
- 李炫熙（1986）『征韓論의 背景과 影響』韓国・ソウル，大旺社。〔韓国語〕
- 井上清（1953）『日本の軍国主義II』東京大学出版会。
- 稲生典太郎（1966）『日本外交思想史論考』第二，小峯書店。
- 大久保利謙編（1976）『岩倉使節の研究』宗高書房。
- 大畑篤四郎（1983）『日本外交の史的展開』成文堂。
- 岡本隆司（2004）『属国と自主のあいだ』名古屋大学出版会。
- 金義煥（1974）『朝鮮近代対日関係史研究』韓国・ソウル，景仁文化社。〔韓国語〕
- 沈箕載（1997）『幕末維新时期日朝外交史の研究』臨川書店。
- 中塚明（1967）『日清戦争の研究』青木書店。
- 中村栄孝（1969）『日鮮関係史の研究』下，吉川弘文館。
- 芳賀登（1986）『日韓文化交流史の研究』雄山閣出版。
- 旗田巍（1969）『日本人の朝鮮観』勁草書房。
- 坂野潤治（1977）『明治・思想の実像』創文社。
- 古川万太郎（1990）『近代日本の大陸政策』東京書籍。
- 毛利敏彦（1979）『明治六年政変の研究』有斐閣。
- 山辺健太郎（1970）『日本の韓国併合』太平出版社。
- 吉野誠（2002）『明治維新と征韓論』明石書店。
- ロナルド・トビ（1991）『近世日本の国家形成と外交』創文社。
- ##### 〔論文〕
- 石川寛（2002）「日朝関係の近代的改編と対馬藩」『日本史研究』480号。
- 同（2003）「明治期の大修参判使と対馬藩」『歴史学研究』775号。
- 石田徹（2004）「明治初期日朝交渉における書契の問題」『早稲田政治経済学雑誌』356号。
- 岡義武（1961）「国民的独立と国家理性」『近代日本思想史講座』8，筑摩書房。
- 木村直也（1993）「幕末の日朝関係と征韓論」『歴史学研究』516号。
- 同（1995）「幕末期の朝鮮進出論とその政策化」『歴史学

石田 徹：明治初期外務省の朝鮮政策と朝鮮観

- 研究』679号。
- 諸洪一（1996）「明治初期日朝関係の再編と対馬」『九州史学』116号。
- 高橋秀直（1990）「維新政府の朝鮮政策と木戸孝允」神戸商科大学経済研究所編『人文論集』26-1/2号。
- 同（1991）「廢藩置県後の朝鮮政策」同『人文論集』26-3/4号。
- 同（1992）「征韓論政変と朝鮮政策」『史林』75-2号。
- 同（1996）「明治維新期の朝鮮政策」山本四郎編『日本近代国家の形成と展開』，吉川弘文館。
- 同（1998）「江華条約と明治政府」『京都大学文学部研究紀要』第37。
- 遠山茂樹（1962）「明治初年の外交意識」『横浜市立大学論叢・人文科学系列』13-2/3号。
- 藤村道生（1967）「征韓論における内因と外因」『国際政治』第37号。
- 三上昭美（1963）「外務省設置の経緯」『日本外交史の諸問題I』（『国際政治』1963-3/4号）。
- 同（1965）「太政官制下における近代外政機構の形成」『中央大学文学部紀要』史学科10号。
- 毛利敏彦（1974）「明治初期外交の朝鮮観」『国際政治』51号。
- 森田吉彦（2004）「幕末維新期の対清政策と日清修好条規」『国際政治』139号。
- 山田昭次（1970）「征韓論・自由民権論・文明開化論」『朝鮮史研究会論文集』7。